



埼玉県報

第 2 6 4 6 号
平成26年11月14日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則\(税務課\)](#)
- [薬事法施行細則の一部を改正する規則\(薬務課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [二酸化炭素濃度観測システムの購入に関する契約の相手方等の公示\(環境科学国際センター\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [行田市南河原土地改良区の役員就退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [東松山都市計画道路の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [越谷都市計画事業越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の換地処分\(市街地整備課\)](#)
- [宅地建物取引業に対する監督処分\(建築安全課\)](#)
- [一般国道125号の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十八号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号（四の二）、別記様式第四号の二及び別記様式第四号の五（五の

二）中「W = 川越 S = 埼」を
「W = 川越 C = 川口
Y = 越谷 S = 埼」

別記様式第十号（一）中
「登録番号の記号
M = 大宮
K = 熊谷
R = 所沢
B = 春日部
W = 川越
S = 埼」
を
「登録番号の記号
M = 大宮
K = 熊谷
R = 所沢
B = 春日部
W = 川越
C = 川口
Y = 越谷
S = 埼」

別記様式第十一号（二）中「あて先」を「宛先」、
「大熊所」を「大熊所 埼」

別記様式第十四号（四）及び別記様式第十四号（五）中「W = 川越 S = 埼」を

「W = 川越 C = 川口
Y = 越谷 S = 埼」

別記様式第十九号（三）中「川越」を「川越・川口・越谷」、

別記様式第六十四号の三中
「大宮 M
熊谷 K
所沢 R
春日部 B
川越 W」
を
「大宮 M
熊谷 K
所沢 R
春日部 B
川越 W
川越 Y」
とし、「5.3.()
100」

を「
100」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年十一月十七日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十九号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

第一条第一項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「又は第三十五条第三項ただし書」を「、第三十五条第三項ただし書、第三十九条の二第二項ただし書又は第四十条の六第二項ただし書」に改め、同条第二項中「法第七条第三項ただし書、第二十八条第三項ただし書又は第三十五条第三項ただし書」を「前項に規定する」に改める。

第五条中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

「 第 7 条 第 3 項 た だ し 書

様式第一号中「あて先」を「宛先」に、薬事法 第 2 8 条 第 3 項 た だ し 書 を 第 3 5 条 第 3 項 た だ し 書」

「 第 7 条 第

第 2 8 条 第

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 3 5 条 第

第 3 9 条 の

第 4 0 条 の

3 項 だ だ し 書

3 項 だ だ し 書

3 項 だ だ し 書 に 改 め る。

2 第 2 項 だ だ し 書

6 第 2 項 だ だ し 書」

「

「 第 7 条 第 3 項 だ し 書
薬 事 法 第 2 8 条 第 3 項 だ し 書 や 医 薬 品、 医 療 機 器 等 の 品 質、
第 3 5 条 第 3 項 だ し 書」

第 7 条 第 3 項 だ し 書
第 2 8 条 第 3 項 だ し 書

有 効 性 及 び 安 全 性 の 確 保 等 に 関 す る 法 律 第 3 5 条 第 3 項 だ し 書 以 下
第 3 9 条 の 2 第 2 項 だ し 書
第 4 0 条 の 6 第 2 項 だ し 書」

薬 事 法 第 3 1 条 中 「 あ て 先 」 や 「 宛 先 」 以 下 「 薬 事 法 」 や 「 医 薬 品、 医 療 機 器 等 の 品
質、 有 効 性 及 び 安 全 性 の 確 保 等 に 関 す る 法 律 」 以 下
薬 事 法 第 4 0 条 の 6 第 2 項 中 の 規 定 中 「 あ て 先 」 や 「 宛 先 」 以 下 「 薬 事 法 施 行
細 則 」 や 「 医 薬 品、 医 療 機 器 等 の 品 質、 有 効 性 及 び 安 全 性 の 確 保 等 に 関 す る 法 律 施
行 細 則 」 以 下

を 改 め る。
薬 事 法 第 3 1 条 中 「 薬 事 法 」 や 「 医 薬 品、 医 療 機 器 等 の 品 質、 有 効 性 及 び 安 全 性 の 確
保 等 に 関 す る 法 律 」 以 下
様 式 第 八 号 及 び 様 式 第 九 号 中 「 あ て 先 」 や 「 宛 先 」 以 下 「 薬 事 法 施 行 細 則 」 や
「 医 薬 品、 医 療 機 器 等 の 品 質、 有 効 性 及 び 安 全 性 の 確 保 等 に 関 す る 法 律 施 行 細 則 」
に 改 め る。

附 則
(施 行 期 日)
1 この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。
(知 事 の 権 限 に 属 す る 事 務 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 に 基 づ き 市 町 村 が 処 理 す る 事
務 の 範 囲 を 定 め る 規 則 の 一 部 改 正)
2 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事
務の範囲を定める規則(平成十二年埼玉県規則第五号)の一部を次のように改正
する。

第一条の表第五号下欄中「薬事法施行細則」を「医薬品、医療機器等の品質、
有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」に改める。

告 示

埼玉県告示第千四百六十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人スマイリングキッズバイ想根会
- 三 代表者の氏名
清水 秀文
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市大字安行領根岸二千二百八十二番地の二百二十九
- 五 定款に記載された目的
この法人は、児童に対し、学校、PTA、地域と協力し一体となり、児童が安心して勉強、スポーツ、芸術に打ち込める環境と場づくりを行うとともに、学校を中心とした地域のコミュニティ作りに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人すこやか
- 三 代表者の氏名
川合 良枝
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市大字安行藤八百八十二番地の五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、川口市の保育を必要とする0・1・2歳児を持つ親子に対し、保育施設運営事業を行い、子どもの健全育成を図り、社会教育の推進、保健、福祉の増進を図る活動に寄与することを目的とする。
また、地域の子育て中の親子に対し、学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動を行い、社会福祉の増進を図る活動に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年十一月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人血液循環体操普及協会

三 代表者の氏名

二 村 ヤソ子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区岸町三丁目七番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、国内及び世界中の人々に対して、血液循環体操を研究し、広く普及啓発する事業を行い、健康と長寿に役立つことに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千四百七十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
二酸化炭素濃度観測システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県環境科学国際センター総務担当 埼玉県加須市上種足914番地 1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年 9月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社環境総合テクノス 大阪府大阪市中央区安土町 1丁目 3番 5号
- 5 契約金額
31,320,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1
項第 1号に該当

告 示

埼玉県告示第千四百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール埼玉大井

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目三番十五号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

株式会社ノジマ 代表取締役 野島廣司

神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号

株式会社メガネスーパー 代表取締役 星崎尚彦

神奈川県小田原市本町四丁目二番地三十九号

株式会社リプロ 代表取締役 三浦正一

東京都豊島区東池袋四丁目二十三番地十五号

株式会社マツクハウス 代表取締役 白土孝

東京都杉並区梅里一丁目七番七号新高円寺ツインビル

株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋浩司

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号芝萬ビル二階

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

（変更後）株式会社LIXILビバ 代表取締役 豆成勝博

埼玉県上尾市上二百九十八番地の一

株式会社ノジマ 代表取締役 野島廣司

神奈川県相模原市中央区横山一丁目一番一号

株式会社メガネスーパー 代表取締役 星崎尚彦

神奈川県小田原市本町四丁目二番地三十九号

株式会社リプロ 代表取締役 三浦正一

東京都豊島区東池袋四丁目二十三番地十五号

株式会社マツクハウス 代表取締役 白土孝

東京都杉並区梅里一丁目七番七号新高円寺ツインビル

株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋浩司

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号芝萬ビル二階

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八

八 変更年月日

平成二十六年五月十五日

二 届出年月日

平成二十六年十月二十三日

二 縦覧期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール埼玉大井

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目三番十五号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前七時から午後九時

（変更後）午前六時三十分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場ナンバー一 午前六時三十分から午後九時三十分

駐車場ナンバー二 午前六時三十分から午後九時三十分

駐車場ナンバー三 午前六時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場ナンバー四 午前六時三十分から午後九時三十分

（変更後）駐車場ナンバー一 午前六時から午後九時三十分

駐車場ナンバー二 午前六時から午後九時三十分

駐車場ナンバー三 午前六時から翌午前〇時三十分

駐車場ナンバー四 午前六時から午後九時三十分

ハ 変更年月日

平成二十六年十二月一日

二 届出年月日

平成二十六年十月二十三日

二 縦覧期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂春日部店

埼玉県春日部市中央一丁目十三番一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社大塚家具 代表取締役 大塚久美子

東京都江東区有明三丁目六番十一号

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

村松操 春日部市粕壁六千六百八十九番地一 外 計十者

（変更後）株式会社大塚家具 代表取締役 大塚勝久

東京都江東区有明三丁目六番十一号

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八

村松操 春日部市牛島千五百番地十八 外 計十者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八 外 計十六者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八 外 計十六者

ハ 変更年月日

平成二十六年七月二十三日外

ニ 届出年月日

平成二十六年十月一日

二 縦覧期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂新店

埼玉県草加市旭町六丁目十五番三十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一 外 計五者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社サンドラッグ 代表取締役 赤尾主哉

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一 外 計五者

ハ 変更年月日

平成二十六年五月十五日外

二 届出年月日

平成二十六年十月一日

二 縦覧期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド花園インター店

埼玉県深谷市小前田字塚屋三百十番一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四十七台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四十七台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 十三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 十三台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 五十二平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 五十二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 二十四立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 二十四立方メートル

ハ 変更年月日

平成二十七年七月一日

二 届出年月日

平成二十六年十月三十一日

ニ 縦覧期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケースデンキ羽生店

埼玉県羽生市大字上岩瀬六百五十六 一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目十四番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年六月十八日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千九百六十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 百三十四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八十六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 百三十二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三十八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時三十分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 六か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十六年十月十七日

二 縦覧期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十七年三月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、行田市南河原土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	若林 愉貴雄	埼玉県行田市大字南河原五百三十三番地
同	赤羽 修一	同 犬塚千三百十六番地
同	江袋 和男	同 中江袋九十七番地一
同	小林 久行	同 南河原四百五十二番地一
同	木元 孝夫	同 同 三百四十三番地一
同	島村 金光	同 同 二千六百二十二番地三
同	野中 實	同 中江袋五百八十五番地
同	島村 秀平	同 馬見塚三百五十五番地
同	木村 雅泰	同 南河原七百九十二番地二
同	金子 計之助	同 馬見塚七百六十六番地一
同	古澤 明	同 犬塚千二百七番地
同	栗原 正志	同 馬見塚八百九十三番地二
同	金子 憲一	同 同 七百五十番地
同	内田 秀夫	同 同 七百二十七番地
同	加藤 忠昭	同 犬塚千三百二十番地
同	古澤 時男	同 同 七百三十七番地
同	山田 福太郎	同 南河原二千六百九十六番地三
同	橋本 茂	同 同 七百五十八番地三
監事	大屋 寛	同 犬塚七百三番地
同	江森 行直	同 南河原三百三十八番地一
同	萩原 正夫	同 馬見塚七百五十三番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	大関 守宏	埼玉県行田市大字南河原五百十六番地三
同	赤羽 修一	同 同 犬塚千三百十六番地

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事
金子憲一	島澤万藏	松本秀夫	橋本茂	山田福太郎	古澤時男	大屋寛	内田秀夫	萩原正夫	栗原二郎	古澤明	金子計之助	今村五郎	島村秀平	野中實	島村金光	加瀬田昇	加瀬田健	江袋和男
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼玉県行田市大字中江袋九十七番地一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
馬見塚七百五十番地	犬塚千二百十八番地	同 三百九十五番地二	同 七百五十八番地三	同 南河原二千六百九十六番地三	同 同 七百三十七番地	同 犬塚七百三番地	同 同 七百二十七番地	同 同 七百五十三番地	同 馬見塚八百九十三番地二	同 犬塚千二百七番地	同 馬見塚七百六十六番地一	同 南河原九百二十番地	同 馬見塚三百五十五番地	同 中江袋五百八十五番地	同 同 二千六百二十二番地三	同 同 三百八十番地	同 同 南河原二百五十九番地一	同 同 南河原二百五十九番地一

告 示

埼玉県告示第千四百七十八号

測量計画機関である杉戸町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

杉戸町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影、地上解像度…十二センチメートル）

三 作業地域

杉戸町全域（三十・〇〇平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十六年五月二十三日から平成二十七年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千四百七十九号

測量計画機関である桶川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

桶川市（一部）

四 作業期間

平成二十六年十一月四日から平成二十七年二月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第千四百八十号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

鴻巣市全域

四 作業期間

平成二十六年十二月一日から平成二十七年三月九日まで

告 示

埼玉県告示第千四百八十一号

測量計画機関である杉戸町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

杉戸町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影、数値図化、数値編集二五〇〇レベル）

三 作業地域

杉戸町全域

四 作業期間

平成二十六年十一月四日から平成二十七年三月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第千四百八十二号

測量計画機関である埼玉県東松山農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県東松山農林振興センター

二 作業種類

公共測量（確定測量 土地改良事業（ほ場整備）山田地区）

三 作業地域

比企郡滑川町大字山田地内

四 作業期間

平成二十六年十月六日から平成二十七年三月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千四百八十二号

測量計画機関である長瀬町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

長瀬町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

長瀬町全域（三十・四〇平方キロメートル）

四 作業期間

平成二十六年十一月十五日から平成二十七年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千四百八十四号

測量計画機関である越谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

越谷市

二 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

三 作業地域

越谷市七左第一土地区画整理事業地内

四 作業期間

平成二十六年十一月二十五日から平成二十七年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千四百八十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇二三 一八 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県幸手市大字松石字西五番一 外十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百四十五立方メートル

告 示

埼玉県告示第千四百八十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一三 二四 〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市下羽生字岸町千五十番一 外二十九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二百六十二立方メートル

告示

埼玉県告示第千四百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画道路三・三・二東松山嵐山線、三・三・三東松山鴻巣線、三・

三・四野本高坂通線、三・四・九高坂中央通線

二 都市計画を変更する土地の区域

(三・三・二東松山嵐山線)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

(三・三・三東松山鴻巣線)

イ 追加する土地の区域

東松山市大字下野本字久保原、大字上野本字久保原の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

(三・三・四野本高坂通線)

イ 追加する土地の区域

東松山市大字毛塚字八木沼、字埋田、大字宮鼻字湯田、字牛淵、字八幡脇、字代正寺、大字正代字駒形、字折本、大字早俣字松原、大字高坂字槐久保、大字下押垂字海道端、大字下野本字二丁町、字後拝、字下野本、字清水堂、字久保原、大字上野本字中曾根、字山王、字西浦、字久保原の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

(三・四・九高坂中央通線)

イ 追加する土地の区域

東松山市大字宮鼻字代正寺の一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市整備部まちづくり住宅課、滑川町建設課、嵐山町まちづくり整備課、吉見町まち整備課

四 縦覧期間

平成二十六年十一月十四日から平成二十六年十二月一日まで

告 示

埼玉県告示第千四百八十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部埼玉地域担当推進役から越谷都市計画事業越谷レイクタウン特定土地区画整理事業について換地処分をした旨の届け出があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四百八十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、平成二十六年十一月七日付けで、次のとおり処分した。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
中央住販 株式会社	一 代表取締役小島勇	埼玉県飯能市 緑町六番地五 一 二	平成二十六年十一月二 十五日から同年十二月 九日まで十五日間の業 務の全部停止

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

<p>百二十五号</p>	<p>路線名</p>
<p>加須市不動岡字南三 一 二 三 四 番地 先から 同市不動岡字南三 一 三 四 五 番地 先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年十一月十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>道路改良工事による。 平成八年四月三十日付け埼玉県告示七百六十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長六〇三・八〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県教委告示第三十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

一 日時

平成二十六年十一月二十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会平成二十六年十二月定例会提出予定案件について

ロ その他

告 示

埼玉県選管告示第五十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十六年十一月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副 次

一 日時 平成二十六年十一月十七日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部改正について

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ウ 妻沼西南土地改良区の定款変更の認可に係る定款中総代の選挙に関する規定
に関して意見を述べることについて